

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		実績判定期間	2019年4月1日～2024年3月31日				
実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の合計数が年平均100人以上であること				チェック欄				
				✓				
【留意事項】								
1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。								
2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。								
3 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。								
実績判定期間内の各事業年度	自	2019年4月1日	2020年4月1日	2021年4月1日	2022年4月1日	2023年4月1日	平成 年 月 日	
	至	2020年3月31日	2021年3月31日	2022年3月31日	2023年3月31日	2024年3月31日	平成 年 月 日	
年3,000円以上の寄附者の数が100人以上である		はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	
【寄附者名簿チェック欄】								
☒ 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。								
☒ 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としていますか。								
☒ 役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を寄附者数から除いていますか。								
上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。								
○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。								
年3,000円以上の寄附者の数	①	②	③	④	⑤	⑥	合計	
	人	人	人	人	人	人	A	人
実績判定期間の月数 一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。							B	月
実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数		A	人	×	12	=		
実績判定期間の月数		B	月				人	≥ 100人
↑ 小数点以下は切り捨てます。								

(注意事項)

- 実績判定期間とは、申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、更新は5年）内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した事業年度の末日までの期間です。
例えば、3月決算法人が24年6月に申請書を提出する場合、過去2年以内に事業年度の変更を行っていないければ、実績判定期間は初めて認定を受ける法人の場合は22年4月1日から24年3月31日（更新時は5事業年度）となります。
- チェック欄には、この表の各欄の記載を終了し、基準を満たしていることを確認したら「チェック欄」にチェックを記載してください（第2表以下についても同様です。）。
- なお、認定審査の過程において、年3,000円以上の寄附者の数の算出根拠について確認させていただく場合がありますので、寄附者の数の算出根拠を示す書類を法人の主たる事務所に確実に保管するようお願いします。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		チェック欄
2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること			✓
イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。） ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。） （注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。 ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動 ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動			
			実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等		①	(指標) 1,915,887,410 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等		②	0 円
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	①	0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	②	0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	③	0 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	④	0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	⑤	0 円
合 計 (①+②+③+④+⑤)		⑥	0 円 ⇨②へ
基準となる割合 (②÷①)		③	0%

（注意事項）
③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

認定基準等チェック表（第3表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン					チェック欄	
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと						✓	
イ							
項 目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)	
区 分		①	②	③	④	⑤	
①	2019年4月1日～ 2020年3月31日	9人	0人	0%	2人	22.2%	
②	2020年4月1日～ 2021年3月31日	9人	0人	0%	2人	22.2%	
③	2021年4月1日～ 2022年3月31日	9人	0人	0%	2人	22.2%	
④	2022年4月1日～ 2023年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%	
⑤	2023年4月1日～ 2024年3月31日	11人	0人	0%	3人	27.2%	
⑥	年 月 日～ 年 月 日	人	人	%	人	%	
申 請 時		10人	0人	0%	3人	30.0%	
(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。							
ロ							
各社員の表決権が平等である		①	②	③	④	⑤	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等		はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、

添付を省略することができます。

第3表（次葉）

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

㉗ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項 目	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載要領

項 目	記 載 要 領	注 意 事 項
イの各欄	区分欄の「㉑～㉔」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「㉑」、「㉒」及び「㉔」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「㉑」から「㉔」については、イに記載する各期間（「㉑」から「㉔」）を示したものです。	

記載要領の補足

○ ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申 請 時
役 員 数		9人	9人	9人	11人	11人	人	10人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人	0人	0人	0人	人	0人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人	2人	3人	3人	人	3人

役 員 の 内 訳											
氏 名	住 所	職名	続柄等	就 任 等 の 状 況							就任・退任 年月日
				㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	補選	
長山 信夫		理事		○	○	○	○				2018年6月17日就任 2022年6月16日退任
福嶋 美佐子		理事		○	○	○	○	○		○	2013年10月11日就任
原島 博		理事		○	○	○	○				2005年3月7日就任 2022年6月16日退任
高橋 潤		理事		○	○	○	○	○		○	2018年6月17日就任
小澤 淳一		理事		○	○	○	○	○		○	2012年6月1日就任

鷺見 八重子		理事		○	○	○	○				2018 年 2 月 9 日就任 2022 年 6 月 16 日退任
岡田 昭人		理事		○	○	○	○	○			2018 年 6 月 17 日就任 2024 年 6 月 28 日退任
伊藤 悟		理事					○	○		○	2022 年 6 月 17 日就任
藤井 明子		理事					○	○		○	2022 年 6 月 17 日就任
古屋 治雄		理事					○	○		○	2022 年 6 月 17 日就任
御牧 由子		理事					○	○		○	2022 年 6 月 17 日就任
松浦 宏二		理事					○	○		○	2022 年 6 月 17 日就任
脇屋 元		監事		○	○	○	○	○		○	2013 年 10 月 11 日就任
向山 功		監事		○	○	○	○	○		○	2018 年 6 月 17 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第 55 条第 1 項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

帳簿組織の状況

第3表付表2

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト使用（2019-2020年は会計王、2021年以降はPCA） ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
振替伝票	会計ソフト使用（2019-2020年は会計王、2021年以降はPCA） ルーズリーフ	都度	10年
寄附金入金伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	毎日	10年
小口現金出納伝票	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
固定資産台帳	会計ソフト使用（2019-2020年は会計王、2021年以降はPCA） ルーズリーフ	1年ごと	10年
仕訳日記帳	会計ソフト使用（2019-2020年は会計王、2021年以降はPCA） ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
補助元帳	会計ソフト使用（2019-2020年は会計王、2021年以降はPCA） ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年
賃金台帳	給与ソフト（弥生給与）使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	7年
各海外事務所試算表	エクセル使用 ルーズリーフ	1ヶ月ごと	10年

（記載要領）

- ・ 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- ・ 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

独立監査人の監査報告書

2020年8月27日

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 長 山 信 夫 殿

指定有限責任社員
公認会計士
業務執行社員

〈財務諸表監査〉

監査意見

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2019年4月1日から2020年3月31日までの2019年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—財務諸表作成の基礎

注記7(1)に記載されているとおり、財務諸表は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する理事者並びに監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。また、財務諸表の作成に当たり適用される会計の基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。理事者の責任には、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈財産目録に対する意見〉

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2020年3月31日現在の2019年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、注記1に記載された基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財産目録に対する監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項―財産目録作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンに関する財産の状況について開示するために注記1に記載された基準に準拠して作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、注記1に記載された基準に準拠して作成することにあり、また、財産目録の作成に当たり適用される基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監事の責任は、財産目録作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、注記1に記載された基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年8月30日

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 長 山 信 夫 殿

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

〈財務諸表監査〉

監査意見

当監査法人は、以下に掲げられている特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—財務諸表作成の基礎

注記7(1)に記載されているとおり、財務諸表は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財務諸表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

〈財産目録に対する意見〉

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2021年3月31日現在の2020年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、注記1に記載された基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財産目録に対する監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項—財産目録作成の基礎

注記1に記載されているとおり、財産目録は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンに関する財産の状況について開示するために注記1に記載された基準に準拠して作成されており、それ以外の目的には適合しないことがある。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、注記1に記載された基準に準拠して作成することにある。また、財産目録の作成に当たり適用される基準が状況に照らして受入可能なものであるかどうかについて判断することにある。

監事の責任は、財産目録作成プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、注記1に記載された基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年6月13日

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 長 山 信 夫 殿

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2021年4月1日から2022年3月31日までの2021年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表作成の基礎

注記7(1)に記載されているとおり、財務諸表は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの 2022 年 3 月 31 日現在の 2021 年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

強調事項－財産目録作成の基礎

注記 1 に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年6月7日

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 高橋 潤 殿

指定有限責任社員 公認会計士
業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2022年4月1日から2023年3月31日までの2022年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表作成の基礎

注記7(1)に記載されているとおり、財務諸表は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの 2023 年 3 月 31 日現在の 2022 年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

強調事項－財産目録作成の基礎

注記 1 に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2024年6月5日

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン

理事長 高橋 潤 殿

指定有限責任社員

公認会計士

業務執行社員

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの2023年4月1日から2024年3月31日までの2023年度の貸借対照表、正味財産増減計算書及び財務諸表に対する注記（以下「財務諸表」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、当該財務諸表に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項－財務諸表作成の基礎

注記7(1)に記載されているとおり、財務諸表は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及び財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続組織を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続組織の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続組織の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続組織として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンの 2024 年 3 月 31 日現在の 2023 年度の財産目録（「貸借対照表科目」及び「金額」の欄に限る。以下同じ。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているものと認める。

強調事項－財産目録作成の基礎

注記 1 に記載されているとおり、財産目録は公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されている。当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、公益法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパンと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							☑
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
ロ							
項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無	有・ ☐ 無

(注意事項)

- 「認定基準等チェック表 (第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表 (次葉)」(ハ及びニ) の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	1,915,887,410 円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	1,915,887,410 円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	②	100%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

二

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	2,210,720,865 円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	1,554,170,587 円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	70.30%

※ハ、二について、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
前田様遺贈特定資産	10,000,000 円

(注意事項)

- ・「認定基準等チェック表（第4表 次葉）」（ハ及び二）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・「ハ及び二」の③については、小数点以下第3位を切り捨てた数値を記載してください。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン																																											
役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。 （注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。 ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族 ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者 ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者 ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者 イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（口を除く。） <table border="1"><thead><tr><th>氏 名</th><th>職 名</th><th>法人との関係 (注2)</th><th>報酬・給与の 区 分</th><th>支 給 期 間 等</th><th>支 給 金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="10"></td><td rowspan="10"></td><td rowspan="10"></td><td>給与</td><td>2020年4月1日～ 2022年3月31日</td><td rowspan="10"></td></tr><tr><td>給与</td><td>2022年4月1日～ 2024年9月30日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2019年4月1日～ 2024年9月30日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2022年4月25日～ 2024年9月30日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2024年4月1日～ 2024年9月30日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2019年4月1日～ 2020年4月30日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2019年4月1日～2 2019年7月31日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2021年5月10日～ 2022年3月31日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2019年4月1日～ 2020年3月31日</td></tr><tr><td>給与</td><td>2019年4月1日～ 2021年3月31日</td></tr></tbody></table> （注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。 口 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額 <table border="1"><thead><tr><th>集 計 期 間</th><th colspan="2">2019年 4月 1日 ～ 2024年 9月 30日</th></tr></thead><tbody><tr><td>給 与 を 得 た 職 員 の 総 数</td><td colspan="2">左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額</td></tr><tr><td>72 人</td><td colspan="2">411,912,771 円</td></tr></tbody></table>						氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額				給与	2020年4月1日～ 2022年3月31日		給与	2022年4月1日～ 2024年9月30日	給与	2019年4月1日～ 2024年9月30日	給与	2022年4月25日～ 2024年9月30日	給与	2024年4月1日～ 2024年9月30日	給与	2019年4月1日～ 2020年4月30日	給与	2019年4月1日～2 2019年7月31日	給与	2021年5月10日～ 2022年3月31日	給与	2019年4月1日～ 2020年3月31日	給与	2019年4月1日～ 2021年3月31日	集 計 期 間	2019年 4月 1日 ～ 2024年 9月 30日		給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額		72 人	411,912,771 円	
氏 名	職 名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区 分	支 給 期 間 等	支 給 金 額																																							
			給与	2020年4月1日～ 2022年3月31日																																								
			給与	2022年4月1日～ 2024年9月30日																																								
			給与	2019年4月1日～ 2024年9月30日																																								
			給与	2022年4月25日～ 2024年9月30日																																								
			給与	2024年4月1日～ 2024年9月30日																																								
			給与	2019年4月1日～ 2020年4月30日																																								
			給与	2019年4月1日～2 2019年7月31日																																								
			給与	2021年5月10日～ 2022年3月31日																																								
			給与	2019年4月1日～ 2020年3月31日																																								
			給与	2019年4月1日～ 2021年3月31日																																								
集 計 期 間	2019年 4月 1日 ～ 2024年 9月 30日																																											
給 与 を 得 た 職 員 の 総 数	左 記 の 職 員 に 対 す る 給 与 総 額																																											
72 人	411,912,771 円																																											

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表1）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン																																																																																																				
1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係^(注)にある者（以下「役員等」という）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について以下の項目を記載してください。 （注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。 ① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係 ② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係 ③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係 (1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>譲渡資産の内容</th> <th>譲渡年月日</th> <th>譲渡価格</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>取引先の氏名等</th> <th>法人との関係</th> <th>貸付資産の内容</th> <th>貸付年月日</th> <th>対価の額</th> <th>その他の取引条件等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>なし</td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>円</td><td></td></tr> </tbody> </table>						取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等	なし				円						円						円						円						円						円						円		取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等	なし				円						円						円						円						円						円						円	
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等																																																																																																
なし				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等																																																																																																
なし				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	
				円																																																																																																	

（注意事項）

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、添付を省略することができます。

(3) 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
別紙1				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

2 役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

(該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。)

なし

3 支出した寄附金 (実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金)

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
別紙2			円	
			円	
			円	
			円	
			円	
			円	

(注意事項)

- ・ 「役員等に対する資産の譲渡等の状況等 (第4表付表2)」は、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) の提出時には記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類 (役員報酬規程等提出書類) に記載した事項について、添付を省略することができます。

別紙1：役務の提供

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額（円）	その他の取引条件等
		振込支払手数料支払い	2023年5月31日、 2023年6月30日	310	請求書に基づく
		システム利用料支払い	2021年4月1日～2021 年11月30日	1,406,986	請求書に基づく
		レンタルサーバー料支払い	2020年10月1日～ 2021年3月31日	1,750,882	請求書に基づく
		Web広告掲載料支払い	2020年5月31日	250,000	請求書に基づく
		Web広告掲載料支払い	2020年7月12日	178,036	請求書に基づく
		Web広告料支払い	2024年8月1日～ 2024年8月31日	66,000	請求書に基づく
		PCデータ修復作業料支払い	2023年4月3日～2023 年4月12日	77,000	請求書に基づく
		講演謝礼受取り	2019年12月20日	10,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2021年10月22日	20,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年9月27日	20,460	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年11月18日	30,580	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年11月17日	20,460	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2020年12月31日	20,000	先方の規定による
		講演等謝礼受取り	2021年4月13日～ 2022年3月31日	60,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年4月18日、 2022年7月11日	27,280	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年5月23日～ 2022年6月20日	36,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2020年3月6日	30,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年4月27日	10,230	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年6月23日	17,050	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年9月28日	17,050	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2020年12月31日	20,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2021年11月11日	20,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年1月12日	20,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年7月19日、 2024年1月22日	20,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年5月31日	20,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年10月18日	10,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年10月4日	10,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年10月17日	5,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2024年7月10日	37,444	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2024年2月8日	33,411	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年6月24日～ 2022年6月25日	5,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年4月24日	3,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年12月4日	3,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2020年9月30日	30,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年1月25日	30,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2024年1月22日	30,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2021年4月9日、2022 年2月14日	60,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年5月10日、 2022年6月22日	30,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2024年5月8日	30,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2022年7月13日	30,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年6月18日	30,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年5月31日	60,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2021年11月1日	50,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年11月29日	15,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2020年1月30日	5,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2021年11月15日	10,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年1月23日	10,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年7月12日、 2023年11月22日	15,000	先方の規定による
		講師謝礼受取り	2023年11月8日	25,000	先方の規定による
		講演謝礼受取り	2019年5月31日	30,000	先方の規定による

講演謝礼受取り	2021年6月18日	5,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2022年6月17日	5,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2023年6月9日	5,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2024年6月7日	40,691	先方の規定による
講演謝礼受取り	2019年7月31日	10,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2023年5月9日	10,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2024年5月31日	10,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2023年11月9日	5,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2023年5月25日	110,280	先方の規定による
講演謝礼受取り	2019年4月30日	5,000	先方の規定による
講演謝礼受取り	2019年4月30日	34,000	先方の規定による
講演謝礼受取り	2021年4月15日	19,000	先方の規定による
講演謝礼受取り	2021年10月21日	4,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2022年4月14日	41,000	先方の規定による
講師謝礼受取り	2023年4月12日～ 2023年4月13日	79,880	先方の規定による
講師謝礼受取り	2024年4月10日～ 2024年4月11日	67,634	先方の規定による
講師謝礼受取り	2023年5月25日	10,000	先方の規定による
システム改修費	2019年7月12日	6,750	請求書に基づく
システム改修費	2019年7月31日	216,000	請求書に基づく
システム改修費	2019年9月30日	33,750	請求書に基づく
システム改修費	2019年10月15日	13,500	請求書に基づく
システム改修費	2020年1月15日	27,500	請求書に基づく
システム改修費	2020年5月27日	374,000	請求書に基づく
システム改修費	2020年5月27日	20,625	請求書に基づく
システム保守費支払い	2021年9月30日	19,250	請求書に基づく
植木剪定作業料支払い	2019年6月21日	87,200	請求書に基づく
植木剪定作業料支払い	2020年9月18日	84,000	請求書に基づく
植木剪定作業料支払い	2023年8月29日	69,600	請求書に基づく
植木剪定作業料支払い	2021年12月27日～ 2021年12月28日	78,800	請求書に基づく
植木剪定作業料支払い	2022年9月12日～ 2022年9月14日	153,600	請求書に基づく
会議室利用料支払い	2019年6月30日	6,000	当団体の規定に基づく
会議室利用料支払い	2019年9月30日	5,000	当団体の規定に基づく
会議室利用料支払い	2019年12月31日	4,000	当団体の規定に基づく
会議室利用料支払い	2020年3月31日	4,000	当団体の規定に基づく
会議室利用料支払い	2020年3月31日	6,000	当団体の規定に基づく
フィリピン事務所の法人格変更に関するコンサルティング	2022年4月1日～2023 年3月31日	1,800,000	業務委託契約書に基づく
フィリピン事務所の法人格変更に関するコンサルティング	2023年4月1日～2023 年12月31日	1,350,000	業務委託契約書に基づく
講演謝礼受取り	2019年5月14日	15,000	先方の規定による
講演謝礼受取り	2019年7月31日	6,000	先方の規定による
講演謝礼受取り	2019年11月29日	6,000	先方の規定による
講演謝礼受取り	2021年9月1日	6,000	先方の規定による
会費支払い	2023年4月25日	12,000	先方の規定による
弁護士顧問料支払い	2019年4月1日～ 2020年3月31日	392,400	契約書に基づく。 2019年9月まで月額32,400円、 2019年10月より月額33,000円
弁護士顧問料支払い	2020年4月1日～ 2021年3月31日	396,000	契約書に基づく
弁護士顧問料支払い	2021年4月1日～2022 年3月31日	396,000	契約書に基づく
弁護士顧問料支払い	2022年4月1日～2023 年3月31日	396,000	契約書に基づく
弁護士顧問料支払い	2023年4月1日～2024 年3月31日	396,000	契約書に基づく
弁護士顧問料支払い	2024年4月1日～2024 年9月30日	198,000	契約書に基づく

別紙 2 : 支出した寄付金

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
		2020年5月8日	1,555,002	令和元年台風19号の被害により廃棄となった図書の特典
		2021年7月2日	1,126,500	コロナ対応の緊急支援
		2022年3月18日	2,664,600	ウクライナ国内外の避難民への緊急人道支援
		2022年3月29日	4,818,450	ウクライナ国内外の避難民への緊急人道支援
		2022年5月13日	2,070,500	ウクライナ国内外の避難民への緊急人道支援
		2023年3月10日	4,364,400	ウクライナ国内外の避難民への緊急人道支援
		2023年3月10日	1,440,000	スリランカ経済危機対応の緊急支援
		2023年3月30日	7,255,000	シリア国アレッポの地震被災者への緊急人道支援
		2023年11月22日	1,633,700	ウクライナ国内外の避難民への緊急人道支援
		2024年1月30日	2,256,660	パレスチナ・ガザ地区の被災者への緊急人道支援
		2024年3月27日	2,151,760	シリア国アレッポの地震被災者への緊急人道支援

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン		チェック欄
5	次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓
イ	特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ	各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ	助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同	意
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		☒ する	☐ しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び用途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

（注意事項）

- ・ 認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第6、7、8表）

法人名	特定非営利活動法人チャイルド・ファンド・ジャパン
-----	--------------------------

認定基準等チェック表（第6表）

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること						チェック欄
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

認定基準等チェック表（第7表）

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと							チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無							✓
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時	
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	

注・認定基準等チェック表（第7表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表（第8表）

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること				チェック欄
事業年度	月 日～ 月 日	設立年月日	平成 年 月 日	

（注意事項）

- ・ 法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第6表及び第8表）の記載の必要はありません。また、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等 ^(注1) 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 二 暴力団の構成員等 ^(注2) 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓
1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有 ☐ 無 ☒
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ☐ 無 ☒
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有 ☐ 無 ☒
二	暴力団の構成員等の有無	有 ☐ 無 ☒
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい ☐ いいえ ☒
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい ☐ いいえ ☒
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい ☐ いいえ ☒
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること (注1) その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること (注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要	
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい ☐ いいえ ☒
6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい ☐ いいえ ☒
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい ☐ いいえ ☒

寄附金を充当する予定の事業内容等

法人名	特定非営利活動法人 チャイルド・ファンド・ジャパン
-----	---------------------------

事業名	具体的な事業内容	実施予定 年 月	実施予定場 所	従事者 の予定 人数	受益対象者の 範囲及び予定 人 数	寄附金充当 予 定 額
子どもを中心にした地域開発支援事業	<u>スポンサーシップ・プログラム</u> 主に子どもの教育、子どもの保護に関する支援活動を行う。現地団体と協力して資機材提供、研修開催、モニタリング等を行う	通年	フィリピン国 9地域	5人	対象地域の 貧困世帯の 子どもたち とその地域 174,000人	87,000 千円/ 年
			ネパール 国ダーデ イン郡	5人	対象地域の 貧困世帯の 子どもたち とその地域 2,000人	31,000 千円/年
			スリラン カ国プッ タラム 県・ヌワ ラエリア 県・モナ ラガラ県	5人	対象地域の 貧困世帯の 子どもたち とその地域 2,000人	15,000 千円/年
	<u>ボイス・サポーター</u> 主に子どもの教育、子どもの保護に関する支援活動を行う。現地団体と協力して栄養プログラム、研修開催、モニタリング等を行う。	通年	フィリピン国マニラ首都圏	3人	対象学校の 生徒とその 家族 7,000人	4,000 千円/年
	<u>子どもの権利を守るプロジェクト</u>	2024年4月～2026年3月	フィリピン国ミンダナオ	3人	対象学校の 生徒とその 家族、行政関係者 7,000人	31,000 千円
	<u>子どもを守るコミュニティ形成プロジェクト</u> 主に子どもの教育、子どもの保護に関する支援活動を行う。現地団体と協力して校舎建設、図書室やトイレの設置、資機材提供、研修開催、モニタリング等を行う	2024年4月～2026年3月	ネパール国ダーデイン郡・ゴルカ郡	3人	対象地域の 貧困世帯の 子どもたち とその地域 1,000人	4,000 千円

	<u>ネパール学校での性差による暴力撲滅プロジェクト（コリア）</u> 学校での性差による暴力をなくす事業。	2024年1月～2026年3月	ネパール国シンドウパルチヨーク郡	3人	対象地域の貧困世帯の子どもたち、学校関係者、行政関係者 7,000人	39,000千円
	<u>外国にルーツのある子どもの学習支援事業</u> 杉並区の外国にルーツのある子どもを対象とした放課後学習教室を運営。保護者相談、共生イベント（年2回）を通じて地域への啓発も行う。	通年	日本国杉並区	1人	対象地域の外国にルーツをもつ子どもたち・保護者・杉並区内大学生・住民等 120人	1,000千円
子どもを中心にした、災害その他の緊急事態に対する救援、復興協力の事業	<u>ウクライナ人道支援</u> 戦火を逃れたウクライナ国内避難民/難民支援	2024年4月～2026年3月	ウクライナ国、及び周辺国	1人	戦火を逃れた子どもと家族 人数未定	500千円
	<u>パレスチナ・ガザ人道支援</u> 戦火を逃れたガザ国内避難民/難民支援	2024年4月～2026年3月	パレスチナ国ガザ地区、及び周辺国	1人	紛争下で厳しい状況にある子どもと家族 人数未定	500千円
この法人の活動に関わる広報、啓発、提言事業	チャイルド・ファンド・アライアンス等のアドボカシープロジェクト(子どもへの暴力をなくす政策提言)	通年で随時	日本など	2人	子ども不特定多数	215,000千円/年
	機関紙及び年次報告書を発行、ホームページの内容を更新。また各地で報告会の実施。	通年で随時	法人事務所他	3人	不特定多数	